

周波数再編アクションプラン（令和6年度版）（案）に対する意見

該当箇所（ページ番号、項目等）	意見
5Gの普及に向けた周波数確保（6ページ、7ページ、24ページ）	<ul style="list-style-type: none"> • 放送事業者は① I M T 特定された7,025～7,125MHzにおいて番組中継用の固定局や素材伝送用のF P Uを、②7,425～7,750MHzにおいて番組中継用の固定局を、それぞれ運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 • ①の帯域について5Gへの割当て可能性を検討する際は、既存無線システムである固定局やF P Uへの十分な配慮が必要です。 • ②の帯域については適切な時期にW R C - 27での対処方針の検討を行うとのことですが、検討に当たっては、既存無線システムの免許人の意見を十分に汲み上げる必要があります。
無線L A Nの更なる高度化と周波数拡張等（7ページ、22ページ）	<ul style="list-style-type: none"> • 放送事業者は6,425～7,125MHzにおいて、放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するF P Uを日常的に運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 • 同帯域への無線L A Nの拡張については、情報通信審議会や関係する技術試験事務において、固定局・F P Uとの周波数共用のハードルの高さが明らかになっています。令和7年度中の技術的条件取りまとめといったスケジュールに固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧に技術検討を行う必要があります。 • A F Cの検討は、周波数共用のハードルを下げるための取り組みと考えますが、A F Cシステムの在り方やその運用方法等について、既存無線システムの免許人との合意形成を図ることが不可欠です。
V 2 Xの検討推進（8ページ、22ページ）	<ul style="list-style-type: none"> • V 2 X通信システムを導入するために、既存の放送事業用無線局の全国的な周波数移行を進めるのであれば、移行先周波数や費用負担を含め、放送事業者の不利益にならないことが大前提です。 • さらに、周波数が隣接するF P Uなどの既存無線システムに有害な干渉を与えないよう、周波数共用検討を丁寧に行う必要があります。

<p>V-High帯域等の活用方策 [170～222MHz] (13ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 狭帯域IoT通信システムのガードバンド等への導入に向けて、技術的条件の検討と制度整備を行う旨が記載されていますが、その前提として、上下の隣接周波数帯の各種の既存無線システムとの間で、周波数共用検討を丁寧に実施したうえで、これらに有害な干渉を与えない運用条件等を合意することが必要です。 • 放送事業者は下側の160MHz帯において、放送の継続に欠かせない各種の移動局・固定局を運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続することが必要不可欠です。
<p>衛星放送の映像符号化方式の高度化 (25ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 衛星放送における2K放送の映像符号化方式の高度化については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送WG」第10回会合で意見交換があったとおり、制度整備が行われるとしても、方式の選択肢を増やすものであり、新方式への移行については別儀であることを明確にすべきと考えます。